業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年６月 16 日開催　（日本証券業協会）]

１．証券監督者国際機構（IOSCO）年次総会の開催について

○　2026 年５月 11 日から 14 日に、IOSCO の年次総会が開催された。当初、エジプトのシャルム・エル・シェイクでの対面開催が予定されていたが、中東情勢を踏まえオンライン形式に変更された。総会会合に加えて、代表理事会や地域委員会等の各種会合も実施され、幅広い論点について議論が行われた。代表理事会においては、市場動向やリスク見通し、金融安定、AI やデジタル金融といった新たな技術のリスクと機会について議論が行われるとともに、幾つかの報告書等の公表が承認された。これらのうち日本証券業協会に関係が深いものとして、最終報告書「集団投資スキームの評価に関する勧告（改正版）」（※1）、「資本市場における AI 利用に関する監督ツールキット」（※2）、市中協議文書「取引時間中における市場流動性の変容に関する規制上の考慮事項及びグッドプラクティス」（※3）及び「取引時間延長」（※4）に関する報告書のポイントをそれぞれ御紹介する。

（※1）「集団投資スキームの評価に関する勧告（改正版）」（2026 年６月公表）
https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD824.pdf

（※2）「資本市場における AI 利用に関する監督ツールキット」（2026 年５月公表）
https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD823.pdf

（※3）「取引時間中における市場流動性の変容に関する規制上の考慮事項及びグッドプラクティス」（2026 年３月公表）
https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD824.pdf

（※4）「取引時間延長」（2026 年３月公表）
https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD823.pdf

○　最終報告書「集団投資スキームの評価に関する勧告（改正版）」は、近年のプライベートアセットを含む低流動性資産及び非流動性資産への投資の増加や集団投資スキーム（CIS）の評価におけるベストプラクティスの進展等を踏まえ、過去 IOSCO が公表した二つの評価原則（※）を統合し、改定するものである。本報告書では、記録保持に係る新しい勧告を提案するとともに、改定対象として、市場ストレス下におけるガバナンス、利益相反の管理、バックテスト、第三者評価サービスの利用、陳腐化した評価等の分野が挙げ

られている。

（※）「ヘッジファンドのポートフォリオの評価に係る原則」（2007 年公表）
「集団投資スキームの評価に係る原則」（2013 年公表）。

○　2025 年 11 月に公表された市中協議文書からの主な変更点としては、勧告の対象に上場投資信託（ETF）が含まれた点が挙げられる。市中協議において ETF を対象に含めるべきか意見を募集したところ、多くの資産運用会社がこれを支持した。また、マネー・マーケット・ファンド（MMF）を勧告の対象外とすることに多くの同意意見が寄せられた。そのため、最終報告書は、オープンエンドファンド及び ETF を勧告の対象としつつ、それ以外のファンドをグッドプラクティスとして取り扱っている。

○　「資本市場における AI 利用に関する監督ツールキット」は、監督当局向けに AI に関連する考慮事項を提示し、効果的な監督の促進を目的として作成されたものである。本ツールキットは、ガバナンス、リスク管理、アウトソーシング、開示、記録保存及び報告、並びに AI 利用のモニタリングの各分野における考慮事項や質問例など、監督上有用な情報を提供している。

○　金融商品やサービスにおける生成 AI の利用は、従来型の AI システムと比較してより高度な監督手法が求められている。生成 AI はその性質から回答の妥当性を検証することが困難となる場合があり、特有のリスクとしてハルシネーションや判断の偏向が挙げられる。ツールキットは、このようなリスクに対して投資助言等のサービス提供企業が適切な Human in the loop を導入しているか、といった監督上の考慮事項を記載している。IOSCO は、次の段階として、資本市場における AI システムの利用に関する情報開示、記録保存及び報告、ガバナンスに関する業界慣行のレビューに取り組む予定である。その土台として、本ツールキットは市場参加者等に向けた質問を含めている。日本の実情を今後の作業に適切に反映するべく、日本証券業協会においては、2026 年６月 26 日の意見提出期限までに積極的に御回答いただきたい。

○　「取引時間中における市場流動性の変容に関する規制上の考慮事項及びグッドプラクティス」は、規制当局や取引所からの情報に基づき、取引時間中の流動性分布、流動性のパターンやオークション設計の変化がもたらす影響、既存の規制・監督の有効性を分析し、公正で秩序ある株式市場の維持に向けたグッドプラクティスを提示するものである。意見提出期限は 2026 年８月

21 日である。

○　「取引時間延長」に関する報告書では、その便益とリスクを分析した上で、時間外取引は主にリテール主導であり、通常の取引時間と比較して、流動性の低下、スプレッドの拡大等の特徴が見られるとしている。また、規制当局は既存枠組みが取引時間延長に対応するのに十分か否かを評価することに主眼を置いている点、取引所は流動性の低下や約定リスクを軽減するためリスク管理や業務上の措置を検討しており、体制整備や決済サイクル短縮への移行等が主要論点となっている点を指摘している。

○　なお、今回の年次総会において、金融庁の三好金融国際審議官が有泉前金融国際審議官に続き IOSCO 代表理事会の副議長に選出された。金融庁としては引き続き IOSCO での議論に積極的に貢献していく。

２．2026 年５月 G7 財務大臣・中央銀行総裁会議

○　2026 年５月 18、19 日に、フランス・パリにおいて G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。

・　まず、経済成長を支える安定的で強靭な金融セクターへの強いコミットメントが再確認された。

・　金融犯罪との闘いに対するグローバルな基準設定主体としての金融活動作業部会（FATF）の重要な役割が再確認されると共に、FATF 加盟国及びグローバルネットワークによる FATF 基準の効果的かつ適時の実施が求められた。

・　異常気象に関しては、地理的条件や保険の対象範囲などに応じ、国・地域ごとに異なり得る異常気象の経済・金融上の影響の評価に留意すると共に、頑健で粒度の細かいデータの入手可能性の確保、金融リテラシーの向上、リスク予防への投資、保険会社に対するリスクベースの規制と監督の維持、民間市場の能力強化の支援の重要性が強調された。

・　ノンバンク金融仲介（NBFI）に関しては、資本配分を改善し、資金源を多様化させる一方で、潜在的な脆弱性をもたらし得ることが認識されたと共に、プライベートクレジットの生態系における業界の発展と潜在的なリスクには、継続的なモニタリングが求められることが示された。

・　サイバーセキュリティに関しては、サイバーリスクが進化を続け、世界の金融システムの強靭性に対する課題となっている中、共有された対応能力を更に強化し、金融セクターの備えを一層向上させるために、具体的な行動をとることにコミットされた。

○　今後は、2026 年６月 15 日から 17 日にフランス・エヴィアンにて G7 首脳会議が開催される。引き続き、各金融機関の意見もよく聞きつつ、国際的な議論に貢献したい。

３．金融戦略の検討状況について

○　政府では、「日本成長戦略」の取りまとめに向け、17 の戦略分野のうち官民投資を優先的に支援していくべき「主要な製品・技術等」についての「官民投資ロードマップ」や、金融を含む８つの分野横断的なテーマについて議論を行っている。

○　金融分野については、2026 年夏までに金融戦略を策定することとしており、「新戦略策定のための資産運用立国推進分科会」（分科会長：片山金融担当大臣）において 2026 年４月下旬に骨子案が示された。現在、自民党からの提言等も踏まえ、策定に向けた最終的な調整を進めている。

○　金融戦略のコンセプトは、これまでの「資産運用立国」の取組を更に発展させ、

・　企業には中長期的な企業価値の向上に向けた成長投資を促しつつ、

・　アセットオーナーの受益者や家計が、成長の果実を最大限享受できるようにする、

・　そのために、これらをつなぐ金融機関・市場による資金供給・成長支援機能の発揮を強力に促す環境整備を行っていく

ことで「強い経済」の実現に向けた成長投資を促進していくこと、そして、

・　金融システムを支えるインフラがブロックチェーン、AI 等の新たな技術に対応できるようにしていくこととしている。

○　政府内、自民党内において、具体的な検討はまだ続いており、今後、追加・修正も大いにありうるとの前提であるが、少なくとも、以下４つのテーマに関する諸施策は、取りまとめに入る可能性がある。

・　一つ目は、「17 の戦略分野等への成長投資や事業再編・再構築を支えるための金融機関・市場の機能強化」である。銀行等に対する規制緩和等を通じ、金融機関による資金供給・企業の成長支援機能の強化を後押しするほか、多様な商品が取引される厚みのある金融市場の実現に向けた取組を進めていく。あわせて、地域金融機関が地域企業の価値向上と地域課題の解決に貢献できるようとの目的で 2025 年 12 月に「地域金融力強化プラン」が公表されたが、内容の更なる拡充、具体化を図るべく、検討を行っている。また、17 の戦略分野へのファイナンスに関する官民連携の在り方も議論の俎上にあがっている。

・　二つ目は、「企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革」である。企業・機関投資家の双方が、短期主義に陥らず、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を強く意識し、必要な成長投資が実施されていくよう、コーポレートガバナンス改革を進めていく。

・　三つ目は、「経済成長の成果を最大限享受するための環境整備」である。年金や大学等のアセットオーナーに対して受益者の最善の利益を追求した資産運用を促すとともに、それを支える資産運用サービスの高度化を図っていく。くわえて、DC／iDeCo の制度改善等家計の安定的な資産形成を促進するための環境整備を進めていく。

・　四つ目は、「金融システムを支えるインフラへの投資」である。ブロックチェーンを活用した決済手段やスマートコントラクトの実装・普及に向けた環境整備に取り組むほか、AI 脅威に対する金融分野でのサイバーセキュリティ対策強化について、官民連携で取り組んでいく。

○　いずれにせよ、こうした施策を具体的に検討・実施する際には、顧客ニーズも含めて金融ビジネスの現場の状況を把握し、それにあうような政策の検討・実施が必要であり、官民の壁、業態の垣根を越えていけるよう、官民連携で取り組んでいく。

４．Japan Weeks 2026 について

○　2026 年も、10 月 26 日から 30 日をコアウィークとして Japan Weeks を開催する予定であり、先月からイベントの登録受付を開始した。

○　金融庁としては、資産運用立国実現に向けた取組の成果が着実に積み上がっていることを国内外に発信する機会としたい。日本証券業協会及び各会員

事業者においては、これまでの流れをより確実なものにするためにも、それぞれ国内外投資家の関心を高めるイベントの開催や参加を通じて、日本市場の魅力に関する情報発信に貢献いただくことを期待している。

５．インターネット取引における不正アクセス・不正取引事案への対応について

○　フィッシングに耐性のある多要素認証の必須化については、多くの証券会社が今月末までの対応を進めていただいていると承知しているが、現時点においても必須化のスケジュールが定まっていない証券会社等については、今後、状況に応じて個別に事情を確認する。

○　また、顧客側の事情によりやむを得ず代替的な多要素認証を提供する場合には、その適用状況等について検証いただくとともに、検知機能の強化や多層的な追加認証などにより、不正取引のリスク低減を最大限図っていただきたい。

○　各証券会社においては、引き続き、セキュリティ対策は経営陣の責務と認識し、顧客被害の拡大防止と再発防止のために万全を尽くしていただきたい。

６．2025 事務年度の証券会社に対するモニタリングの結果について

（大手証券会社）

○　近年、投資商品の複雑化・高度化が進み、多種多様な商品が顧客に提供されるようになっている。経営陣においては、自社のビジネス戦略、取組方針、リソース配分、業績評価体系等を整合的に整備し、PDCA サイクルを通じて顧客本位の業務運営を実践する態勢等の構築に取り組んでいただきたい。

○　グループ・グローバルでのビジネス拡大を加速させている中、経営陣のリーダーシップの下、引き続き、事業戦略に見合った実効的なガバナンスやリスク管理態勢の整備・強化に着実に取り組んでいただきたい。

（ネット系証券会社）

○　改正後の監督指針への対応状況及び口座数の急増や認証機能の強化に伴う問合せの増加を踏まえたコールセンターの受電状況等の顧客管理態勢についてモニタリングを実施した。

○　引き続き、セキュリティ対策は経営陣の責務と認識し、顧客被害の拡大防止と再発防止のために万全を尽くしていただきたい。

（準大手証券会社・地域証券会社）

○　今事務年度は、トップヒアリング等を通じ、主に持続可能なビジネスモデル構築の観点から、各証券会社が抱える経営課題や当該課題解決に向けた取組などについて、深度ある対話を実施した。

○　その結果、人口減少・少子高齢化に伴う顧客基盤の維持拡大や人材確保の困難化、安定的な収益確保の観点から資産管理型ビジネスモデルへの転換の必要性、コスト削減の観点からミドル・バックオフィス業務の効率化などを重要課題として挙げる先が多く見られた。

○　このような課題認識の下、各証券会社においては、顧客本位の業務運営の浸透、人材の育成・確保、商品ラインナップの拡充、DX の推進などに取り組んでいる状況が見られたところであり、引き続き、深度ある対話を通じ、各証券会社の取組状況等について注視していきたい。

7．AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化について

○　いわゆる「フロンティア AI」は脆弱性の発見や高度な攻撃コードの生成に優れており、従来は発見が困難であった脆弱性が短期間に大量に発見され得ることに加え、脆弱性の発見から攻撃に至るまでの期間が大幅に短縮され得ることが指摘されている。さらに、スキルの低い攻撃者がフロンティア AI を悪用することで、高度なサイバー攻撃が増加することが懸念されている。

○　2026 年４月 24 日、金融担当大臣主催の下、日本銀行総裁、国家サイバー統括室（NCO）、３メガバンク及び日本取引所グループのトップを出席者とする「AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連携会議」を開催した。また、2026 年５月 14 日には、金融業界と IT 企業、政府・日本銀行等が、AI 技術の進展による脅威について共通の理解を持ち対応を検討するため、実務者レベルの作業部会を開催した。

○　さらに、2026 年５月 22 日に日本銀行と連名で金融機関等に対して、フロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について、経営トップを含めた経営層の直接関与の下で取り組むよう要請した。金融機関等においては、AI モデル開発企業の活動状況も踏まえ、迅速に対応を進めることが期待される。

○　なお、政府全体の取組としては、2026 年５月 18 日、NCO が中心となって、AI 性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策に関する関係省庁会

議が開催され、重要インフラ事業者等に係る政策パッケージを決定の上、注意喚起等がなされた。こちらについても、特定社会基盤事業者である金融機関を含め、実効的な対策を推進していく観点から御参照いただきたい。

○　今後も、AI 技術は継続的に進展すると考えられるため、金融機関においては、従来型の対策の延長に止まることなく、攻撃者が AI を悪用することを前提に、防御の在り方そのものを見直す必要が生じている。具体的には、迅速な脆弱性情報の把握とパッチ適用、多層防御や監視・訓練の高度化等を進める必要がある。ただし、フロンティア AI の登場により従来の対策が全て無意味になるわけではなく、むしろこうした対応を効果的に行っていくための前提として、まずは基本的なサイバーセキュリティ対策を迅速かつ着実に実行していくことが不可欠となる。また、サイバー攻撃はあらゆる対策を講じても防ぎきれない可能性があることを前提に、事業継続計画（BCP）や緊急連絡体制を点検するとともに、サイバー攻撃の顕在化リスクが高まった場合における対応策等に関する意思決定プロセスをあらかじめ明確化しておくことが重要である。経営陣のリーダーシップの下で対応方針を検討し、その実行に必要なリソース（予算・人員）の確保を含め、主体的な関与をお願いしたい。

８．金融機関のサードパーティ・サイバーセキュリティリスク管理強化に関する調査報告書の公表

○　2026 年４月３日に「金融機関のサードパーティ・サイバーセキュリティリスク管理強化に関する調査報告書」を公表した。重要性が高まっているサードパーティのサイバーセキュリティリスク管理について、米国・EU・英国の大手銀行及び大手保険会社における管理手法等を調査したものである。

○　各金融機関においては、本報告書等を参考に、サードパーティに係るリスク管理の高度化に取り組んでいただきたい。

（参考）サードパーティとは、自組織がサービスを提供するために、業務上の関係や契約等を有する他の組織をいう（例：システム子会社やベンダー等の外部委託先、クラウド等のサービス提供事業者、資金移動業者等の業務提携先、API 連携先）。

（以　上）